

## 1 必要な料金水準の検討(パターンⅢ)

### 前回部会における検討状況

・前回部会において、企業団案として、今回の料金改定率を統合案どおりとしたうえで、統合に伴う繰入金の一部を後年度に活用し、次回改定率を抑制するパターン(Ⅱ-③)を検討しましたが、委員から以下の意見があり、料金水準について再検討しました。

項目	概要
料金改定率の抑制	府内においてすでに料金の高い両町の更なる値上げは住民の負担が大きいに加え、料金の差異が拡大することで、府域一水道や料金の統一を阻害するおそれがあることから、改定率はできる限り抑制していくべき
統合に伴う繰入金の活用	両町からの統合に伴う繰入金は、料金値上げを抑制するという繰入金目的に鑑み、繰入年度に活用すべき
基金繰入金※の活用	今回及び次回の料金改定において、基金繰入金の活用が検討されていないが、後年度に温存しておくのではなく、積極的に活用していくことを検討すべき

※企業団の水道事業統合促進基金からの繰入金

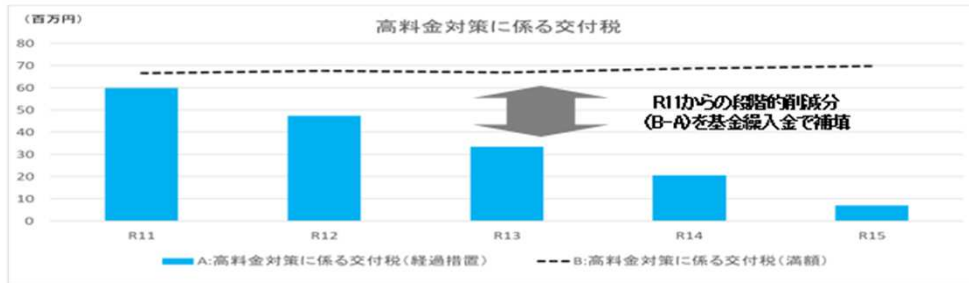
### 料金水準の再検討(パターンⅢ)

#### ① 統合に伴う繰入金の活用

・統合に伴う繰入金は、繰入年度に全額活用することとします。

#### ② 基金繰入金の活用

・国の高料金対策に係る交付税措置には令和15年度を終期として令和11年度以降は段階的に削減される経過措置が設けられており、削減される金額を、基金繰入金により補填します。



#### ③ 企業債の活用

・統合に伴う繰入金及び基金繰入金の活用を図ったうえで、必要な資金は企業債(充当率は、事業費に応じてR6~R10は10%、R11~R15は31%から65%)により確保します。

### 料金水準の再検討(パターンⅢ)の結果

・統合に伴う繰入金、基金繰入金及び企業債を活用し、豊能水道事業と能勢町水道事業の改定後の供給単価が同一となるように料金改定率を算定し、パターンⅢとします。

パターン設定	改定率			【参考】	
	今回(R5,R6)	供給単価(R6)	月20㎡使用した場合の料金負担増加額	次回料金算定における想定改定率	供給単価
Ⅲ	豊能 15.0% 能勢 12.8%	301.1円/㎡	豊能 +786円 能勢 +684円	15.0%	346.2円/㎡

## 2 料金体系の検討

### 現在の料金体系

現在の料金体系は以下のとおりです。

口径	豊能水道事業			能勢町水道事業			
	基本料金	基本水量	従量料金単価	基本料金	メーター使用料	基本水量	従量料金単価
13mm	1,180円	—	~10㎡: 144円/㎡	1,720円	96円	8㎡	基本水量超 ~30㎡: 210円/㎡ 31~㎡: 280円/㎡
20mm	1,180円		11㎡~20㎡: 184円/㎡	2,580円	191円	12㎡	
25mm	1,840円		21㎡~30㎡: 234円/㎡	3,225円	286円	15㎡	
30mm	2,620円		31㎡~40㎡: 294円/㎡	4,300円	477円	20㎡	
40mm	4,720円		41㎡~70㎡: 364円/㎡	4,300円	762円	20㎡	
50mm	7,360円		71㎡~100㎡: 444円/㎡	4,300円	953円	20㎡	
75mm	16,520円		101㎡~: 534円/㎡	4,300円	1,429円	20㎡	

### 料金体系の原則と検討にあたっての視点

・料金体系の基本的な考え方については、公益社団法人日本水道協会から「水道料金算定要領」(以下「算定要領」という。)という指針が示されています。

・料金体系については、算定要領の考え方をベースに、公平性の視点に加え、使用者の激変緩和や経営環境の変化への対応などにも配慮して検討する必要があります。

検討の視点		考え方
公平性	客観的公平の確保	個々の給水に要する個別原価に基づく料金設定
使用者負担	激変緩和	急激な負担増加とならないよう配慮
		少量使用者への配慮
健全経営	経営環境の変化に強い料金体系	人口減少等による有収水量減少の影響を受けにくい料金体系

### 算定要領における考え方と現在の両水道事業の料金体系

基本料金について、口径別の料金設定や、基本水量設定の有無に違いがあり、また、従量料金について、通増度の設定に違いがあります。算定要領の考え方に基づき、現在の料金体系からの激変緩和も考慮し、料金体系について検討する必要があります。

	算定要領(原則)	豊能水道事業	能勢町水道事業
基本料金	口径別に基本料金を設定	口径別に基本料金を設定しているが、口径13mmと口径20mmは同額で設定	口径別に基本料金を設定しているが、口径30mm以上は同額で設定(別途口径別にメーター使用料を設定)
	基本水量は設定しない	基本水量は設定していない	全ての口径で、基本水量(口径30mm以上は同量)を設定
従量料金	単一の従量料金単価を設定(通増度を設定しない)	7段階の通増制従量料金としており、通増度は3.71倍	2段階の通増制従量料金としており、通増度は1.33倍

## 料金体系の検討ポイント

公平性及び経営環境の変化に強い料金体系とする観点から、以下の4点が検討ポイントとなります。

	検討ポイント	検討の方向性
料金構造	(検討ポイント①) 基本料金と従量料金の収入割合	固定費を回収する基本料金収入の適正な割合について検討します
基本料金	(検討ポイント②) 口径別の基本料金設定	口径別の基本料金（メーター使用料含む）の設定について検討します
	(検討ポイント③) 基本水量の廃止	少量使用者の負担増に留意しつつ、基本水量を設定しない料金体系について検討します
従量料金	(検討ポイント④) 使用水量区分及び単価の設定（逓増度の設定）	使用者の負担増に留意しつつ、使用水量区分及び逓増度の緩和について検討します

### (検討ポイント①)基本料金と従量料金の収入割合

・料金構造と有収水量減少の関係性は以下のとおりであり、固定費を基本料金で賄うことで、水需要の変化に強い料金構造となりますが、特に少量利用者の負担増加にも配慮のうえ、基本料金と従量料金の収入割合を設定する必要があります。

・厚生労働省及び総務省は、水需要の増減に収入が影響されない体系として、基本料金収入の比率を高めることの重要性を示しています。

●固定費比率＝基本料金比率の場合

費用＝10億円 固定費＝3億円 変動費＝7億円	料金収入10億円 基本料金＝3億円 従量料金＝7億円
-------------------------------	----------------------------------

有収水量 20%減少

費用の減少＝料金の減少  
変動費 7億円×0.2＝▲1.4億円  
従量料金 7億円×0.2＝▲1.4億円

費用＝8.6億円 固定費＝3億円 変動費＝5.6億円	料金収入8.6億円 基本料金＝3億円 従量料金＝5.6億円
----------------------------------	-------------------------------------

●固定費比率＞基本料金比率の場合

費用＝10億円 固定費＝3億円 変動費＝7億円	料金収入10億円 基本料金＝2億円 従量料金＝8億円
-------------------------------	----------------------------------

有収水量 20%減少

費用の減少＜料金の減少  
変動費 7億円×0.2＝▲1.4億円  
従量料金 8億円×0.2＝▲1.6億円

費用＝8.6億円 固定費＝3億円 変動費＝5.6億円	0.2億円赤字	料金収入8.4億円 基本料金＝2億円 従量料金＝6.4億円
----------------------------------	---------	-------------------------------------

#### 【検討の方向性】

算定要領に基づく総括原価の基本料金と従量料金への配賦結果に基づき、特に少量利用者の負担増について配慮のうえ、**固定費を基本料金で賄える料金構造について検討します。**

### (検討ポイント②)口径別の基本料金設定

・口径13mm、口径20mmの基本料金について、豊能水道事業では同額で設定されています。

・口径30mm以上の基本料金について、能勢町水道事業では同額で設定されています（別途口径別にメーター使用料を設定）。

#### 【検討の方向性】

客観的公平の確保の観点とあわせて、少量使用者の負担増等にも配慮し、**算定要領に基づく口径別基本料金の算定結果に基づき、基本料金（メーター使用料含む）を検討します。**

### (検討ポイント③)基本水量の廃止

・豊能水道事業では基本水量が設定されていないのに対して、能勢町水道事業では全ての口径で基本水量が設定されています。

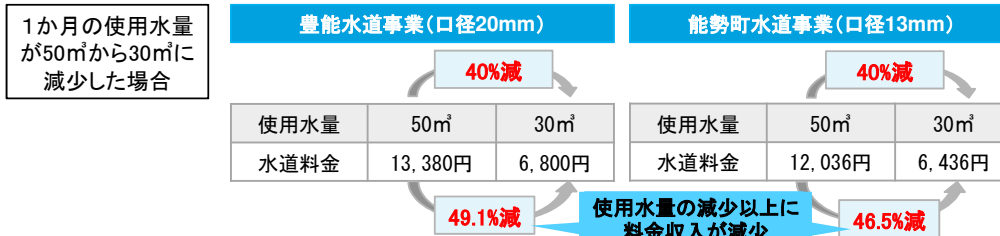
・主に一般家庭において公衆衛生上の観点から、生活用水としての水使用を促す目的で設定されたのですが、水道が十分に普及した現代では、基本水量の役割は一定終えていると考えられることや、使用水量に係わらず料金が同じであることについて、使用者の理解が得られにくいことなどから、算定要領においても基本水量を設定しない料金体系が原則とされています。

#### 【検討の方向性】

基本料金及び従量料金の使用水量区分や単価の設定とあわせて、少量使用者の負担増に配慮しつつ、**基本水量を設定しない料金体系について検討します。**

### (検討ポイント④)使用水量区分及び単価の設定

水需要が減少している現状においては、以下のとおり、水需要の減少を上回る速さで収入減を招くことが危惧されるため、安定的な料金収入の確保には、逓増制の従量料金体系の見直しが必要です。



#### 【検討の方向性】

水需要の減少に影響を受けにくい安定的な料金収入の確保のため、使用者の負担増に配慮し、**逓増度の緩和について検討します。**

## 3 加入金の検討

### 加入金の設定状況と検討の方向性

豊能水道事業では区域ごとに口径別加入金を設定している一方で、能勢町水道事業では区域にかかわらず同額の口径別加入金を設定しています。府内平均と比較すると、両事業の加入金は概ね高水準です。

口径	豊能水道事業 ※						能勢町水道事業	府内平均(両町除く)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		
13mm	200,000円	38,000円	495,000円	619,000円	711,000円	866,000円	1,142,858円	123,670円
20mm	300,000円	95,000円	761,000円	952,000円	1,095,000円	1,333,000円	1,523,810円	158,983円
25mm	440,000円	171,000円	952,000円	1,190,000円	1,369,000円	1,666,000円	3,428,572円	323,060円
30mm	660,000円	266,000円	1,142,000円	1,428,000円	1,642,000円	2,000,000円	5,714,286円	613,064円
40mm	1,100,000円	533,000円	1,523,000円	1,904,000円	2,190,000円	2,666,000円	10,285,722円	1,081,058円
50mm	5,500,000円	933,000円	1,904,000円	2,380,000円	2,738,000円	3,333,000円	16,000,012円	1,825,926円
75mm	11,000,000円	2,533,000円	2,857,000円	3,571,000円	4,107,000円	5,000,000円	37,714,314円	4,898,647円

※それぞれ以下の区域の加入金を示しています。

- (1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風の区域
- (2) 統合以前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域
- (3) 統合以前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

- (4) 統合以前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域
- (5) 統合以前の牧簡易水道事業の区域
- (6) 統合以前の寺田特設水道事業の区域

#### 【検討の方向性】

**加入金については、引き続き設ける方向で検討します。**